

〈目 次〉

奨学金を希望する皆さんへ	P. 1
明治学院大学学内奨学金・学費減免措置	P. 3
学外の奨学金（地方公共団体等奨学金・民間育英団体奨学金など）	P. 6
高等教育の修学支援新制度【給付奨学金】	
（日本学生支援機構奨学金と授業料等の減免について）	P. 7
多子世帯に対する大学等の授業料等無償化について	P. 8
【給付奨学金】採用から給付終了までの手続きについて	P. 9
日本学生支援機構奨学金【貸与奨学金】（在学採用）	P. 10
応募資格/保証制度	P. 11
返還/緊急・応急採用	P. 12
申込みから採用までの流れ	P. 13
【貸与奨学金】採用から返還開始までの手続きについて	P. 14
日本学生支援機構奨学金 こんな時どうする？	P. 15
奨学金に関する規程および細則	P. 18

＜奨学金事務取扱窓口＞ 手続きや相談は学生本人によることを原則とします。
 学部・学年によって取扱窓口が分かれていますので、
 ご自身の所属校舎の学生課までお問い合わせください。

校舎	対 象 者	取扱窓口	窓口時間
横浜	*1・2年次生 *国際学部生 *情報数理学部生	横浜学生課 (1号館 1F) 045-863-2029	月～金 9:30～11:45 12:30～16:30 土 9:30～12:00
白金	*3・4年次生 (国際学部・情報数理学部を除く)	白金学生課 (本館 1F) 03-5421-5157	月～金 9:30～11:45 12:30～16:00 土 9:30～11:45

※メール相談の際は、MG（学籍番号）メールを使用し、相談件名・学籍番号・氏名を必ず記載すること。
 横浜学生課 gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp / 白金学生課 gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp

奨学金を希望する皆さんへ

奨学金制度は、経済的に修学が困難な学生への援助や学業成績優秀な学生への褒賞を行い、勉学の機会均等と学問の奨励を図ることを趣旨としています。奨学金の種類によって応募資格や募集時期、提出書類が異なります。決して保証人任せにすることなく、自分自身で奨学金の内容を把握した上で出願・各種手続きをしてください。

◆奨学金の種類について

給付奨学金・・・返還の義務 なし

貸与奨学金・・・返還の義務 あり※

※卒業後一定期間内に返還しなければなりません。 学業継続に必要な貸与額と将来返還可能な金額のバランスを考慮してください。

◆学業成績・健康状態について

奨学金によっては、学力基準を設けているものがあります。この場合、新入生については高等学校の評定平均値、2年次生以上は大学入学後の通算成績もしくは前年度の成績を参考にします。在学年次の標準単位数（※）を取得していることが大切です。なお、在学年数が最短修業年限（4年）を超えている場合は、原則として出願資格がありません。

また、出願にあたり健康診断書の提出を求められることがあります。大学が行う4年間の健康診断は必ず全て受診するよう心掛けてください。

※標準単位数とは、卒業に必要な単位数を最短修業学期数（8学期）で割った値に、前学期終了時点での在籍学期数（休学した学期は除く）を乗じた数です。

◆奨学金事務取扱窓口について

奨学金についての問い合わせや出願等、奨学金に関わる事務は各校舎の学生課で取り扱っています。奨学金出願希望者は、大学 Web サイト（各種奨学金・授業料減免情報）、Port Hepburn および大学構内の奨学金掲示板等で各奨学金の募集時期や募集方法をよく確認し、必要な手続きを取ってください。

また、出願希望者および奨学金受給者は、情報の見落としにより不利益を被ることのないよう、定期的に奨学金情報を確認する習慣を身につけてください。

◆奨学生となったら

奨学金の受給にあたっては、勉学の意思と相応の人格が求められます。成績不良の場合は、奨学金が停止もしくは廃止となる可能性があります。また、試験やレポートにおける不正行為による懲戒処分、または学則第34条による懲戒処分を受けた場合、奨学金については受給停止や返還等の措置が取られます。奨学生としての自覚を常に持ち、真摯な姿勢で学業に取り組むことは勿論、健全な学生生活を過ごすよう心掛けてください。



何を見たらいいんだろう？

奨学金の情報をお知らせするツールは大きく分けて下記の3つです。
情報の見落としにより不利益を被ることのないよう、定期的に奨学金情報を確認する習慣を身につけてください。

① 大学Webサイト（各種奨学金情報）

（大学Webサイトのトップページ ⇒ 学生生活

⇒ 学費・奨学金／授業料減免 ⇒ 各種奨学金・授業料減免情報）

各種奨学金募集状況や日本学生支援機構奨学金に関わる情報を随時更新しています。



② Port Hepburn … お知らせ内「奨学金」

以下3点についてのみ、奨学金に関わる情報を発信します。

- ・学内奨学金に関わるお知らせ
- ・日本学生支援機構奨学金に関わるお知らせ
- ・推薦者発表や採用者発表等のお知らせ（特定個人宛）

※地方公共団体や民間育英団体奨学金の募集情報は、通常、Port Hepburnでは発信しません。大学Webサイト（各種奨学金情報）や構内の奨学金掲示板で確認してください。

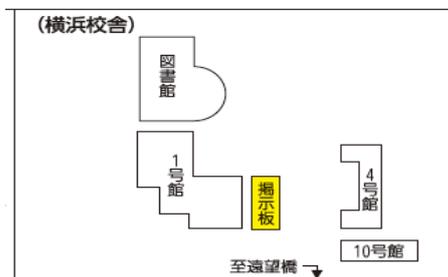


③ 大学構内の奨学金掲示板

奨学金等に関わる情報を掲示します。

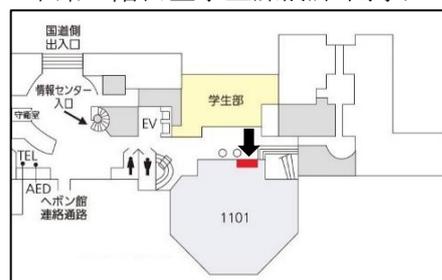
（横浜校舎）

1号館外壁掲示板コーナー



（白金校舎）

本館1階白金学生課前廊下掲示



明治学院大学独自の学内奨学金

明治学院大学独自の奨学金はすべて「貸与」ではなく「給付」で返還の必要はありません。前途ある学生が経済的理由で教育を受ける機会を逸さないように援助するものと、成績優秀者や海外留学を支援するものがあります。

◆2026年度 主な学内奨学金の募集スケジュールと概要

詳細は、各奨学金の募集要項等を確認のうえ、確認の上、出願してください。日程は変更することもあります。学生部Webサイト（各種奨学金情報）およびPort Hepburnから奨学金願書入手できます。



明治学院大学へボン給付奨学金

学業継続のための経済援助を目的とした奨学金です。秋学期開始時に出願し、翌年度の春学期開始前に必要な更新手続きを行うことで、年2回（当年度秋学期、翌年度春学期）の奨学金を受給できる機会が得られます。ただし、秋学期と翌年度春学期はそれぞれ審査を行うため、秋学期と春学期では採否が異なる場合があります。なお、秋学期に出願していない場合、翌年度の春学期に新規の出願はできません。

目的	応募資格（概要）	給付金額	願書受付期間 および支給日
経済援助 ※この奨学金は資金の一部を明治学院大学保証人会からご支援いただいで実施しています	①経済的援助が必要であると認められる学生で、修学上支障のない健康状態を有する者（外国人留学生は応募できない） ②日本学生支援機構貸与奨学金、その他の貸与奨学金を受給している者 または当該年度、日本学生支援機構貸与型奨学金（2年次生以上は第二種奨学金に出願した者） その他の貸与型奨学金に出願したが採用とならなかった者 ③原則として在学年次の標準単位を取得している者 ただし、1年次生と編入生は、入学年度に限り標準単位にとられない ④最短修業年限内の者 ただし、編入生は、入学後3年間は出願することができる ⑤高等教育の修学支援新制度受給者は支援区分「第Ⅰ区分」「多子世帯区分」以外である者	1学期につき、原則 175,000円 ※白金の丘奨学金などの受給状況や、世帯状況などに応じて変動。	【受付期間】 10月1日(木)～ 10月14日(水) ※EG・JGの2年次生は 7月1日(水)～ 7月8日(水) 【支給日】 秋：12月上旬 春：6月中旬

小野國嗣基金（奨学金）

将来、社会福祉または心理学関連領域の職業に従事することを志している者のための奨学金です。

目的	応募資格（概要）	給付金額	願書受付期間 および支給日
学業奨励	①将来、社会福祉または心理学関連領域の職業に従事することを志している3年次以上の者 ②キリスト者であることが望ましい	(2025年度実績) 80,000円～200,000円 ※年によって変動あり	【受付期間】 6月下旬～7月上旬 【支給日】 8月上旬

明治学院大学学業優秀賞

学業優秀者の表彰と奨励を目的とした奨学金です。各学科の入学定員数に応じて、2～4年次の各学科各学年に2～3名（国際学部は学部内各学年に3名、法学部グローバル法学科と政治学科は両学科あわせて各学年に3名）の採用枠を設けます。（給付金額：2名採用＝20万円、10万円 各1名 3名採用＝20万円、10万円、7万円 各1名）各学科の成績優秀者を採用候補者とし、学生部から対象の学生へ個別に通知します。

目的	応募資格（概要）	給付金額	願書受付期間 および支給日
学業優秀者の表彰	①2年次以上、最短修業年限内の者 ②各学年学科成績上位者を指名 ※詳細は大学Webサイトに掲載する実施告知をご確認ください。	200,000円、 100,000円、 70,000円	【候補者への連絡】 6月上旬 【支給日】 8月上旬

明治学院大学認定留学（長期）奨学金

留学支援のための奨学金です。

目的	応募資格（概要）	給付金額	願書受付期間 および支給日
留学支援	<p>明治学院大学学生国際交流規程第5条第1項第1号（※）に該当する学部学生（ただし、同8条第2項に定める短期留学による者は除く。）</p> <p>※詳細はMG DIARY2026別冊「学則および諸規程」をご確認ください。</p>	1学期につき250,000円を、当該留学により本学での学籍が留学中となる学期について給付（ただし、一部の留学プログラムについては金額が異なる）	<p>【受付期間】</p> <p>2026年度秋留学 6月22日(月)～ 7月10日(金)</p> <p>2027年度春留学 1月5日(火)～ 1月15日(金)</p> <p>【支給日】 秋留学:8月末 春留学:4月上旬</p>

明治学院大学カリキュラム留学生奨学金

経済学部国際経営学科と法学部グローバル法学科の必修留学で国外に留学する学生を対象とした留学支援の奨学金です。主に2年次生が主に対象となります。出願手続等の詳細は各学部の留学オフィスを通じてご案内します。

※ 上記以外の学生で2026年度に初めて必修留学で国外に留学する方も対象です。

※ 同一の留学期間について、「認定留学（長期）奨学金」と重複して受給することはできません。

目的	応募資格（概要）	給付金額	願書受付期間 および支給日
留学支援	明治学院大学学生国際交流規程第5条第1項第1号（※）に該当する学部学生	250,000円を 在学中1回限り給付	留学する時期に応じて 設定

明治学院大学外国人留学生学業優秀賞

学業優秀者の表彰と奨励を目的とした奨学金です。私費外国人留学生の2～4年次の各学年に2名の採用枠を設けます。各学年の成績優秀者を採用候補者とし、学生部から対象の学生へ個別に通知します。

※ 国際学部国際キャリア学科生は対象外です。

目的	応募資格（概要）	給付金額	願書受付期間 および支給日
学業優秀者の表彰	<p>①2年次以上、最短修業年限内の外国人留学生（国際キャリア学科生は対象外）</p> <p>②各学年成績上位者を指名</p>	150,000円	<p>【候補者への連絡】 6月上旬</p> <p>【支給日】 7月下旬</p>

保証人会外国人留学生奨学金

経済的援助が必要であると認められる1～4年次生の私費外国人留学生を対象とし、成績、作文、面接により審査を行います。

目的	応募資格（概要）	給付金額	願書受付期間 および支給日
<p>経済援助</p> <p>※この奨学金は明治学院大学保証人会からご支援いただいております</p>	<p>①在留資格が「留学」である者</p> <p>②経済的援助が必要であると認められる正規留学生で、修学上支障のない健康状態を有する者 原則として以下の基準による ・仕送り（入学金、授業料を除く）が、平均月額9万円以下であること ・在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること</p> <p>③貸与・給付を問わず、他から月額奨学金として文部科学省外国人留学生学習奨励費以上の金額を支給されていない者</p> <p>④原則として在学年次の標準単位を取得している者 ただし、1年次生と編入生は、入学年度に限り標準単位にとらわれない</p> <p>⑤最短修業年限内の者 ただし、編入生は、入学後3年間はお願することができる</p>	<p>年間授業料の半額を 上限とする</p> <p>(2025年度実績) 110,000円～130,000円 ※年によって変動あり</p>	<p>【受付期間】 9月24日(木)～ 9月30日(水)</p> <p>※EG・JGの2年次生は 7月1日(水)～ 7月8日(水)</p> <p>【支給日】 12月上旬</p>

※掲載した他に、入学前予約型の奨学金として「白金の丘奨学金」がありますが、在学学生を対象とした募集は実施しません。

◆その他の学内奨学金

学内奨学金の中には、応募対象者が限定されているために、学生部を通さず独自で募集を行う奨学金があります。詳細については、それぞれの窓口へご確認ください。

明治学院ぶどうの木奨学基金

対象：「キリスト教会牧師（教会で牧会している現役の牧師や伝道師、教派によって名称が異なる場合あり）が扶養する子」である学部学生で、在学年次4年以内の者

問合せ先：学校法人明治学院 学院長室ぶどうの木奨学金担当（白金校舎 本館9階）

窓口時間：月～金 9:00～16:00

※ 祝日（祝日授業日を含む）は閉室します。

電話：03-5421-5230 Email：gakuinch@mguad.meijigakuin.ac.jp

カリフォルニア大学特別奨学金

対象・応募資格：交換留学に出願し、カリフォルニア大学の留学候補生として選出された学生。

交換留学の学内選考を通じて選ばれます。学内選考の上位より最大5名を支給候補者とします。

問合せ先：白金国際センター（2号館1階） 電話：03-5421-5423

横浜国際センター（10号館1階） 電話：045-863-2190

窓口時間：月～金 9:20～11:45 / 12:30～16:25

※ 祝日（祝日授業日を含む）は閉室します。

Email：cicet@mguad.meijigakuin.ac.jp

被災者学費減免特別措置

災害救助法適用地域またはその周辺地域で、ご父母またはご父母に代わって家計を支えている方が被災された学部学生を対象として学納金等の一部または全額を減免します。

詳細は適宜、学生部 Webサイト（各種奨学金・授業料減免情報）等でご案内します。

学外団体の奨学金

大学には、随時学外の団体から奨学金の情報が届きます。連絡のあった情報は、随時大学Webサイトに掲載しますので確認してください。大学を経由せずに募集する団体もありますので、各自で調べてみることも必要です。大学で取り扱う学外団体の奨学金については、「願書配布期間」や「願書受付期間」が設けられています。（一部例外もあります。）

また、推薦人数が限られているため、学内選考を要するものや、出願者本人が奨学金団体と直接やりとりを行う必要があるものなど様々なケースが存在します。

募集要項をよく確認して、不明な点は学生部に相談してください。

なお、自身で直接応募する奨学金において、大学作成の推薦書や証明が必要な場合は、期日に余裕をもって学生部に相談してください。

地方公共団体等奨学金

各都道府県・市区町村等がその地域在住あるいは出身の学生のために設立した奨学金があります。



民間育英団体奨学金

各種育英団体が各々理念や目的を持って設立した奨学金です。

応募の際は、各団体の理念や目的をよく理解したうえで申し込むようにしてください。

(一財)：一般財団法人 (一社)：一般社団法人 (公財)：公益財団法人 (公信)：公益信託



留学生奨学金（学外）

各種育英団体が各々理念や目的を持って、留学生に特化して、設立した奨学金です。



その他

大学を経由しないで募集をするケースもありますので、出身地や現住所の教育委員会・役所などの関係団体に直接問い合わせたり、インターネット等で情報を収集してみることも重要です。

奨学金情報が掲載されているサイト「ガクシー」などを利用することも一案です。

高等教育の修学支援新制度【給付奨学金】

（日本学生支援機構給付奨学金と授業料等の減免について）

文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」は、住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯さらに多子世帯の学生を対象に、支援区分に応じた授業料等の減免と給付奨学金が受けられる制度です。在学中の募集については、毎年春（4月）と秋（9月）に行う予定です。

◆申請資格について ... 以下の①学力基準、②家計基準、③資産基準の全てを満たしていることが必要です。（「多子世帯」は①③のみ）

①学力基準

学年	対象となる成績	基準
1年次生	高校成績	<ul style="list-style-type: none"> ●評定平均値 3.5 以上であること（※1） もしくは ●将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
上級生	大学成績	<ul style="list-style-type: none"> ●各学年の学部・学科で GPA が上位 2 分の 1 以上であること もしくは ●修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※2

※1. 1年次生は、成績の基準に満たなくても、機構が定める特例により推薦可能な場合があります。

※2. 標準単位数 = 卒業に必要な単位数 ÷ 最短修業年限（8 学期） × 申請者の在籍学期数（前学期終了時点で算定/休学期間は除く）

②家計基準 ※以下は世帯年収上限額を目安例となります。

【給与所得者の世帯（年間の給与収入金額）】

世帯人数	想定する世帯構成	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	本人、親（ひとり親）	2,290,000円	3,320,000円	4,020,000円	6,490,000円
3人	本人、親（ひとり親）、高校生	2,890,000円	3,910,000円	4,570,000円	6,770,000円
4人	本人、親 A、親 B（無収入）、高校生	2,950,000円	3,950,000円	4,610,000円	6,980,000円

※詳細は日本学生支援機構ホームページの「[進学資金シミュレーター](#)」で、ご自身の世帯が家計基準に該当するか、

おおよその確認ができますので、出願される方は事前にご利用ください。



③資産基準

申請者と生計維持者（原則父母）の資産額（現金及びこれに準ずる預貯金、有価証券等の合計額）が、下表の金額未満である必要があります。

	授業料等減免	給付奨学金
子どもが1人または2人の世帯	5,000万円	5,000万円
多子世帯（子どもが3人以上いる世帯）	3億円	5,000万円

◆授業料等減免額・給付奨学金額について

授業料等減免	子どもが1人または2人の世帯			多子世帯（子どもが3人以上いる世帯）		
	区分	授業料等減免（年額）	入学金減免	区分	授業料等減免（年額）	入学金減免
減免額 ※世帯構成や収入等に応じた区分により決定。上記「②家計基準」を参照。	第Ⅰ区分	700,000円	200,000円	第Ⅰ区分	700,000円	200,000円
	第Ⅱ区分	466,700円	133,400円	第Ⅱ区分	700,000円	200,000円
	第Ⅲ区分	233,400円	66,700円	第Ⅲ区分	700,000円	200,000円
	第Ⅳ区分（理工農）	233,400円	66,700円	—	—	—
	—	—	—	第Ⅳ区分（多子世帯）	700,000円	200,000円
	—	—	—	多子世帯	700,000円	200,000円

給付奨学金	子どもが1人または2人の世帯			多子世帯（子どもが3人以上いる世帯）		
	区分	自宅通学	自宅外通学	区分	自宅通学	自宅外通学
給付額（月額） ※世帯構成や収入等に応じた区分により決定。上記「②家計基準」を参照。	第Ⅰ区分	38,300円	75,800円	第Ⅰ区分	38,300円	75,800円
	第Ⅱ区分	25,600円	50,600円	第Ⅱ区分	25,600円	50,600円
	第Ⅲ区分	12,800円	25,300円	第Ⅲ区分	12,800円	25,300円
	第Ⅳ区分（理工農）	支給なし	支給なし	—	—	—
	—	—	—	第Ⅳ区分（多子世帯）	9,600円	19,000円
	—	—	—	多子世帯	支給なし	支給なし

※ 授業料等減免及び給付奨学金を受けられるのは、最短修業年限内です。 ※入学金減免は2026年度 新入生・編入生のみ対象です。

※ 第Ⅳ区分（多子世帯）と第Ⅳ区分（理工農）のどちらにも該当する場合は、第Ⅳ区分（多子世帯）の授業料等減免額と給付奨学金額が適用されます。

※ 多子世帯で第Ⅰ区分～第Ⅲ区分に該当する場合、区分にかかわらず授業料等減免額 700,000円、入学金減免額 200,000円となります。

※ 多子世帯の詳細については、P8 も併せてご確認ください。

※手続きの詳細については募集要項で確認してください。（3月下旬に学生部 Web サイトに掲載）

◆多子世帯に対する大学等の授業料等無償化(減免)について

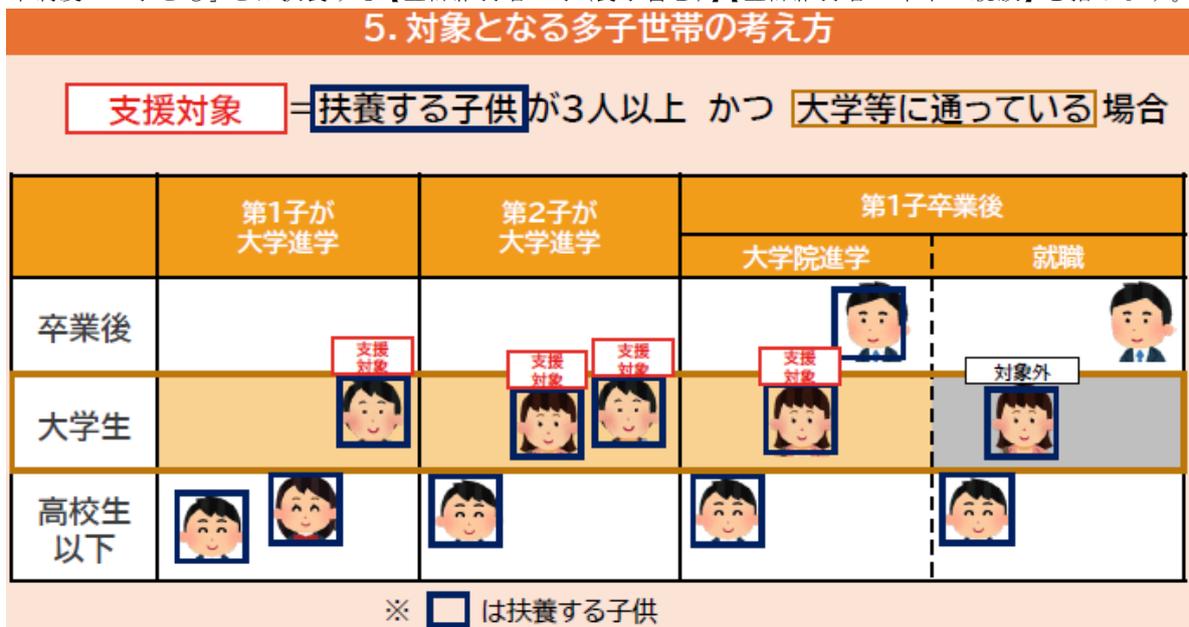
2025年4月から、子どもが3人以上の世帯(多子世帯)への支援が拡充され、大学の授業料及び入学金について所定の条件を満たせば、所得制限なく、国が定める一定の額について授業料等減免の対象となっています。

1. 概要

- 本制度は、「高等教育の修学支援新制度」の授業料等減免支援が拡充される形で実施されます。
- 授業料等減免額は年間70万円となります。学納金の支払いが完全に無償化される制度ではありません。
また、現時点で第Ⅰ区分に該当し、授業料等減免をすでに受けている方は、多子世帯であっても追加の支援はありません。
- 入学年度の方(新生入生・編入生)は入学した学期の所定期間内に申請し、採用された場合に限り、1度のみ20万円を上限で入学金減免の支援を受けることができます。

2. 対象者

- 申請者の生計維持者の扶養する子どもが税制上3人以上いる世帯が対象です。
- 本制度の「子ども」とは扶養する【生計維持者の子(養子含む)】【生計維持者の年下の親族】を指します。



※文部科学省 HP より抜粋

- 「学業要件」および「資産要件」を満たす必要があります。詳細はP.7をご確認ください。
- 扶養する子どもの人数は、マイナンバー情報を通じて日本学生支援機構が確認します。
そのため、原則として申請時点で確定している前年以前の年末(12月31日)時点の住民税の課税情報によって審査が行われます。
【判定に用いる住民税の課税情報】 2026年春学期申込み→ **2024年12月31日時点**
2026年秋学期申込み→ **2025年12月31日時点**
- ただし、申請時点のマイナンバー情報に反映されていない「新たに出生した実子」が所定の期間内にいる場合は、申込時に申告することで扶養する子どもに含まれます。

3. 申請について

- 申請は、「日本学生支援機構 給付奨学金(授業料等減免)」の申し込み手続きを行うことによって完了します。
詳細はP.7をご確認のうえ、3月下旬(秋学期申請は9月下旬)に学生部Webサイトへ掲載予定の募集要項をご確認ください。

◆【給付奨学金】採用から給付終了までの手続きについて

〈大学新規申込者・高校予約採用者共通〉

採用決定／スカラネット・パーソナル（Web）登録

毎月1回 奨学金交付

停止期間中も
在籍報告が必要です。

【毎年度4月】
○在籍報告の入力
（スカラネット・パーソナル）
※詳細は別途 Port Hepburnにてお知らせします。



★要注意★

採用後は「毎年度」在籍報告が必要です！
手続きがなされない場合は、『廃止』処理となります！

【毎年度8月】
適格認定（家計審査）
※マイナンバーを通して、機構が家計審査を行います。
家計審査の結果、継続の可否・支援区分の見直しが行われ、10月の奨学金から反映されます。

標準単位の取得
および良好なGPAが
求められます。

【毎年度3月】
適格認定
（学業審査）

継続（復活）
決定

給付停止
（1年間）

給付終了（卒業・退学・廃止・その他）

学業を疎かにし、以下のいずれかに該当した場合「廃止（支援打ち切り）」処分となります。

- ①卒業延期（4年間で卒業できない）が確定した場合
- ②取得単位数が標準単位数（卒業要件単位数÷4×在籍年数）の5割以下の場合
- ③警告処分を2年連続で受けた場合

※ただし、2回目の警告となった時の事由が「単年度GPAが下位1/4」のみの場合は「停止」処分となり、その後1年間の学業成績も上記処分の基準に該当する場合は廃止となる。

※単位僅少の場合、すでに支給された奨学金・授業料減免の返還を求められることもあります。

独立行政法人 日本学生支援機構奨学金【貸与奨学金】

概要

この奨学金は、学力、人物とも優秀であり、経済的理由により修学困難と認められる学生に奨学金を貸与することにより、教育の機会均等に寄与することを目的としています。
貸与奨学金のため返還の義務があり、卒業後に必ず返還しなくてはなりません。

※以下では貸与奨学金についてのみ説明しています。高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付奨学金）については、P.7に掲載しています。

◆**在学採用** …**第一種奨学金**（無利子貸与）と**第二種奨学金**（有利子貸与）があります。

第一種奨学金（無利子貸与）

募集時期	4月上旬（学生部 Web サイト、Port Hepburn、掲示板を確認すること）	
貸与月額 (右記から選択)	2018年度以降入学生	
	自宅通学	自宅外通学
	20,000円	20,000円
	30,000円	30,000円
	40,000円	40,000円
	<u>54,000円</u> ※	50,000円
		<u>64,000円</u> ※
貸与期間	最短修業年限内	
利子	無利子	
返還	卒業後、日本学生支援機構の定める方法により返還	
採用者数	2025年度においては申請者のうち機構が定めた基準を満たした者は全員採用	

※下線付きの月額は、家計支持者の年収が一定の条件を満たす方のみ選択可能です。条件を満たさない場合は希望どおりの月額とならないことがありますのでご注意ください。

第二種奨学金（有利子貸与）

募集時期	4月上旬（学生部 Web サイト、Port Hepburn、掲示板を確認すること）
貸与月額 (右記から選択)	20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円、70,000円、80,000円、90,000円、100,000円、110,000円、120,000円
貸与期間	最短修業年限内
利子	有利子（利率は貸与終了時に決定。利率上限年3%） P.12①②も参照
返還	卒業後、日本学生支援機構の定める方法により返還
採用者数	2025年度においては申請者のうち機構が定めた基準を満たした者は全員採用

◆応募資格 … ①学力基準、②家計基準の両方を満たしていることが必要です。

①学力基準

学 年	対象となる成績	第一種奨学金	第二種奨学金
1 年次生	高校成績※1	評定平均 3.5 以上※2	学年平均水準以上
上級生	大学成績	各学年学科 上位 3 分の 1 以内※2	前年度までの取得単位数が 標準単位数を満たしている

※1. 1 年次生は、高校成績の基準に満たなくても入試成績等、機構が定める特例により推薦可能な場合があります。

※2. 生計維持者が住民税非課税などの場合はこの通りではありません。

詳細は日本学生支援機構発行の 2026 年度「貸与奨学金案内（大学等）」を参照してください。

②家計基準（生計維持者の収入金額が対象。下表は目安であり、上限額は世帯人数や状況で異なる。）

収入・所得の上限額の目安 （単位：万円）

世帯人数	生計維持者が給与所得者の世帯			生計維持者が給与所得者以外の世帯		
	第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
2 人	777	1,180	722	559	905	513
3 人	732	1,127	677	550	891	503
4 人	880	1,309	826	613	937	566
5 人	972	1,387	911	678	1,003	646

※上表の金額は前年度の奨学金案内より引用しています。

詳細は、日本学生支援機構発行の 2026 年度「貸与奨学金案内（大学等）」を参照してください。

◆保証制度 … **人的保証**と**機関保証**の 2 つがあります。申込時にどちらかを選択します。

	人的保証	機関保証
保証者	連帯保証人と保証人各 1 名が必要 ※1	保証機関(日本国際教育支援協会)
申込時 手 続	連帯保証人、保証人の承認を得て スカラネット入力用紙に記入し 後日 Web 入力	スカラネット入力用紙に記入し 後日 Web 入力
採用時 手 続	連帯保証人の「印鑑登録証明書」 および「収入に関する証明書」、 保証人の「印鑑登録証明書」を提出	「保証依頼書」を提出
保証料	なし	毎月の奨学金貸与額から天引き（返還 金額は保証料を含む貸与額総額）※2
本人延滞時 の返済	本人に代わり連帯保証人、保証人の順に 返済の義務を負う	本人に代わり保証機関が代位弁済、 その後保証機関が本人に請求

※1.連帯保証人：原則として父母またはそれに代わる方。

保 証 人：本人・連帯保証人とは別生計で父母を除く 4 親等以内の成人親族かつ採用時に原則 65 歳未満の方。

※2. 保証料の目安は、日本学生支援機構発行の 2026 年度「貸与奨学金案内（大学等）」を参照してください。

◆**返還** … 卒業後に返還。「月賦返還」と「月賦・半年賦併用返還」の2種類があります。

第一種奨学金 【月賦返還の例】（貸与期間：48ヵ月）

通学形態	貸与月額	返還総額	返還月賦額	返還回数(期間)
自宅	54,000円	2,592,000円	14,400円	180回(15年)
自宅外	64,000円	3,072,000円	14,222円	216回(18年)
自宅・自宅外	30,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)

・猶予年限特例

第一種奨学金の貸与を受ける学生のうち家計状況が特に厳しい世帯の学生を対象とし、奨学金の貸与終了後、一定の収入を得るまでの間、願い出により返還期限を猶予する制度です。

・所得連動返還方式

年収に応じた返還月額により返還する制度で、新規に第一種奨学金の貸与を受ける場合に選択できます。保証制度は機関保証の選択が必須となります。

第二種奨学金 【月賦返還の例】（貸与期間：48ヵ月）

①利率 3.0%（制度上の上限利率、利率固定方式・定額返還・人的保証）と仮定した場合

貸与月額	貸与総額	返還総額 (元金+利息)	返還月賦額	返還回数(期間)
30,000円	1,440,000円	1,761,917円	11,293円	156回(13年)
50,000円	2,400,000円	3,018,568円	16,769円	180回(15年)
80,000円	3,840,000円	5,167,586円	21,531円	240回(20年)
100,000円	4,800,000円	6,459,510円	26,914円	240回(20年)
120,000円	5,760,000円	7,751,445円	32,297円	240回(20年)

②利率 2.512%（2026年1月時点 利率固定方式・定額返還・人的保証）と仮定した場合

貸与月額	貸与総額	返還総額 (元金+利息)	返還月賦額	返還回数(期間)
30,000円	1,440,000円	1,707,064円	10,942円	156回(13年)
50,000円	2,400,000円	2,912,458円	16,180円	180回(15年)
80,000円	3,840,000円	4,936,200円	20,567円	240回(20年)
100,000円	4,800,000円	6,170,249円	25,709円	240回(20年)
120,000円	5,760,000円	7,404,300円	30,851円	240回(20年)

※第二種奨学金返還額

貸与終了月の利率を元に算定される為、実際の返還額は上記の金額と異なります。

◆**緊急・応急採用** … 「緊急採用」（第一種奨学金）と「応急採用」（第二種奨学金）があります。

家計の急変（家計を支えている方の失職、病気、破産、災害による被災等）により緊急に奨学金を必要とする場合は、随時学生課窓口で相談してください。

◆申込みから採用までの流れ

《大学からの新規申込者》

大学Webサイトにて
手続き方法を確認 **4月
上旬**

大学指定の締切日までに
出願 **4月
中旬**

* IDとパスワードを入手

Web (スカラネット) で
申込内容を入力 **最終
5月上旬**

機構宛に
マイナンバーを提出 **最終
5月中旬**

学内審査

日本学生支援機構での審査

採用者の発表 **7月
上旬**

初回振込日 7/10(金)

採用手続きについて
個別に連絡 **7月
下旬**

個別に奨学生証や返還誓約書など
を郵送します。

まだ正式採用では
ありません！！

返還誓約書の提出 **8月中旬
締切**

正式採用

期日までに返還誓約書を提出しないと・・・

奨学金の振り込みは止められ、採用は取り消されます。

加えて、それまでに振り込まれた奨学金を直ちに一括で返戻しなくてはなりません。

Port Hepburnを定期的に確認し、

返還誓約書の提出を期日までに必ず行ってください！！

《高校からの予約採用候補者》

大学Webサイトにて手続き方法を確認
※「予約採用候補者決定通知」を提出 **4月
初旬**

* 引き換えにIDとパスワードを入手

まだ正式採用では
ありません！！

Webで「進学届」を提出

進学届提出期限		初回振込日
第1回	4月7日(火) ⇒	4月21日(火)
第2回	4月21日(火) ⇒	5月15日(金)
第3回	5月26日(火) ⇒	6月11日(木)

* 提出時期により初回の振込日が違います

採用手続きについて
個別に連絡

* 採用手続きについては、採用後に
Port Hepburnでお知らせします。

個別に奨学生証や返還誓約書など
を郵送します。

まだ正式採用では
ありません！！

奨学生カード
返還誓約書の提出

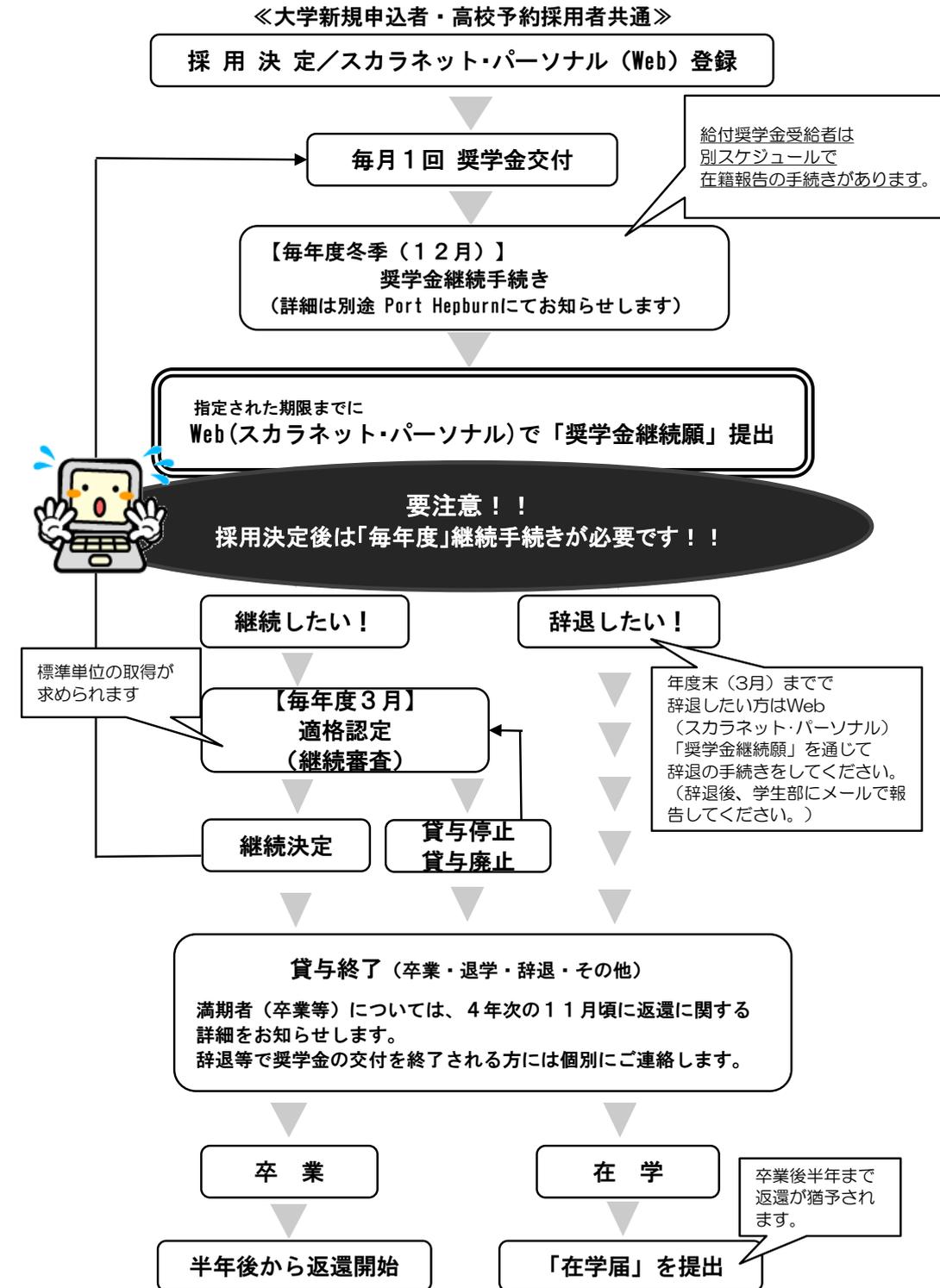
進学届の提出時期		返還誓約書提出期限
第1回	⇒	5月下旬
第2回	⇒	6月下旬
第3回	⇒	7月下旬

* 進学届の提出時期により期限が異なります

※上記日程は変更となる場合があります。

日程の詳細は、大学Webサイト「各種奨学金・授業料減免情報」をご確認ください。

◆【貸与奨学金】採用から返還開始までの手続きについて



奨学金の返還を延滞すると・・・

年3%の延滞金が課せられるほか、個人情報情報機関に個人情報登録され、クレジットカードが作れなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

減額返還制度や返還猶予制度もありますので、返還が困難な状況に陥った場合は、実際に延滞してしまう前に、必ず日本学生支援機構に相談してください。

◆こんな時どうする？

よくある相談や変更希望について紹介します。

- ・各手続きに必要な書類は所属校舎の学生課でお渡しします。
- ・手続き内容によっては、大学 Web サイトからダウンロードできる書類もあります。

詳細は[各種奨学金情報ページ](#)を参照してください。

(大学 Web サイトトップページ⇒学生生活

⇒学費・奨学金／授業料減免⇒各種奨学金・授業料減免情報)



月額を増額したい (貸与のみ)

大学に「月額変更願」を提出することによって増額が可能です。人的保証の方が増額する場合は、「月額変更願」への連帯保証人および保証人の署名・捺印（実印）と「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

月額を減額したい (貸与のみ)

当該年度内において、本人の希望する月から変更が可能です。ただし、遡って減額する場合の差額は、これから振り込まれる奨学金と相殺します。申請する時期によって遡れる期間が変わりますので、詳細は所属校舎の学生課に相談してください。また、第二種奨学金に限り、スカラネット・パーソナル（Web）でも減額の願い出が可能です。

保証制度を変更したい (貸与のみ)

人的保証から機関保証への変更のみ可能です。本人に責のないやむを得ない事由により、連帯保証人または保証人からの保証が受けられず、新たな連帯保証人または保証人を選任できない場合のみ、機関保証へ変更できます。ただし、貸与開始から機関保証への変更月までの保証料を一括で支払うことが必要となります。一括保証料はすでに貸与された額に応じた金額となりますので、状況によってはかなり高額となります。機関保証への変更を行う必要が生じた場合は早めに手続きを行うようにしてください。

利率の算定方法（第二種奨学金）を変更したい (貸与のみ)

申込時に選択した「利率の算定方法」（固定方式・見直し方式）を変更することができます。変更は貸与中の一定期間のみ可能であるため、希望する方は早めに所属校舎の学生課に相談してください。なお、入学時特別増額貸与奨学金については申込状況により変更の可否が異なります。

連帯保証人・保証人を変更したい (貸与のみ)

新たに連帯保証人または保証人になっていただく方の自署と押印、印鑑登録証明書（連帯保証人は併せて収入に関する証明書）が必要です。

住所が変わった

貸与の場合

住民票上の住所に変更があった場合、以下の通りとなります。

【奨学生本人の場合】

奨学金申込時にマイナンバーを提出済み（2019年度以降採用者）の方は届出不要です。ただし、貸与終了後以降はスカラネットパーソナルから自身で住居変更の届出を行ってください。

【連帯保証人・保証人等の場合】

「住所変更届」の提出が必要です。随時所属校舎の学生課まで申し出てください。

給付の場合

通学形態（自宅・自宅外通学）が変更になる場合は、「通学形態変更届」の提出が必要です。また、これにより受給月額も変更となります。通学形態（自宅・自宅外通学）に変更がない場合は、在籍報告（スカラネットパーソナルより毎年4月に実施）にて新しい住所を申告してください。なお、一人暮らし先など、住民票上以外の住所変更についても学内手続きがあるため、随時所属校舎の学生課まで申し出てください。

留学が決定したので、留学中も奨学金を受給したい

貸与・給付共通

休学せずに留学する場合、留学先が大学や大学に準ずる高等教育機関であれば、留学中も継続して奨学金を受給することができます。詳細は所属校舎の学生課に確認してください。

なお、いわゆる「語学研修」やワーキングホリデー等の休学を伴う留学の場合は、一定の条件を満たせば奨学金を休止する必要がありますので、休学の意思が決まり次第すぐに所属校舎の学生課に相談してください。

※留学に向けて奨学金を増額したい場合※

日本学生支援機構 貸与奨学金（第一種・第二種）を受給している場合は、「留学時特別増額貸与奨学金（一時金、10万円～50万円の範囲で選択）」の追加申請が可能です。

希望する場合は早めに所属校舎の学生課に相談してください。



留学時特別増額貸与奨学金

奨学金を辞退したい

貸与の場合

受給している奨学金が不要な場合、まずは速やかに所属校舎の学生課まで申し出てください。奨学金の振込保留を行います。その後、所定の手続きを行った上で辞退となります。なお、貸与奨学金については、在学中の返還を猶予できます。在学猶予手続きを行うと、卒業の翌月から数えて7ヶ月目から返還が始まります。辞退の手続きをした方に個別にご案内します。

休学したい **貸与・給付共通**

休学中は、奨学金を受給することができません。休学中は「休止」する必要があります。所定の手続きが必要となりますので、休学予定の方はできる限り早く所属校舎の学生課まで申し出てください。休止手続きが休学開始日以降となった場合、休学期間中に受給した奨学金（振込超過分）を全て一括で返戻（返金）する必要があります。休止の手続きが遅れると返戻金額が高額になる場合があるので、ご注意ください。

なお、復学した後は、「復活」の手続きを行えば休学前と同様に奨学金を受給することが可能です。ただし、休止時に生じた振込超過の返戻を完了していることが条件となります。復学後に奨学金の受給を希望する場合は、教務部での復学の手続きと共に所属校舎の学生課にご連絡ください。

退学したい **貸与・給付共通**

退学すると、奨学金の受給資格が喪失されるため、速やかに所属校舎の学生課に申し出てください。貸与奨学金の場合、退学後の返還の為に所定の手続きが必要となります。手続きが遅れた場合には振込超過分の返戻が必要になりますのでご注意ください。なお、返還は貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目から始まります。

停学等の懲戒処分を受けた **貸与・給付共通**

大学から懲戒処分を受けた場合、奨学金については「廃止」あるいは「停止」(※)となります。所属校舎の学生課にて所定の手続きが必要となりますので、所属校舎の学生課から連絡が入り次第、速やかに対応してください。

※「廃止」：奨学生の資格を失い、奨学金受給は即時打ち切りとなります。場合により、支給された奨学金や授業料等の減免額の返還を求められます。

「停止」：一定期間、奨学金を受給できなくなります。

手続きする校舎を変更したい（2年次生） **貸与・給付共通**

原則3年次生（国際学部生・情報数理学部生を除く）から白金校舎での取り扱いとなりますが、2年次生でも横浜校舎での履修が週0～1日である場合は、白金校舎での取り扱いに変更することができます。変更を希望する場合は、学生証およびPort Hepburnの教務Webから印刷した「履修登録確認表」を持参し、所属校舎の学生課窓口で申請してください。

※上記の条件を満たしていても、国際学部生・情報数理学部生は校舎変更手続きをすることはできません。上記に該当しないケースについては、まずは所属校舎の学生課に相談してください。

なお、日本学生支援機構の奨学金制度改変等により、記載した手続き方法や内容が変更になることがあります。

明治学院大学学生奨学援助規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第1条および第33条に基づき、奨学金を給付することにより、学業の奨励および有為な人材の育成に資することを目的とする。

(種類)

第2条 前条の目的を達成するために明治学院大学奨学金(以下「奨学金」という。)を次の通り定める。

- (1) 明治学院大学学業優秀賞
- (2) 明治学院大学へボン給付奨学金
- (3) 明治学院大学外国人留学生学業優秀賞

(4) 明治学院大学白金の丘奨学金

2 明治学院大学学業優秀賞は、学業・人物とも優秀であると認定された学生に対して給付するものとする。

3 明治学院大学へボン給付奨学金は、経済的理由により修学が困難であり、かつ学業継続の意思があると認定された学生に対して給付するものとする。

4 明治学院大学外国人留学生学業優秀賞は、学業・人物とも優秀であると認定された本学における外国人留学生に対して給付するものとする。

5 明治学院大学白金の丘奨学金は、東京都(島しょ部を除く)・神奈川県・埼玉県・千葉県以外の高等学校等出身で、本学において学業を修める意思があり、かつ修学のための経済的支援を要すると認定された学生に対して給付するものとする。

(文部科学省の授業料減免との併給)

第3条 第2条第1項に規定する各奨学金と文部科学省の授業料減免について併給を可とする。ただし、(2)と(4)については、その奨学金受給額と文部科学省の授業料減免額の合計額が、該当学生の年間および各学期の授業料と施設費の合計額を超えないものとする。

(資金)

第4条 奨学金の資金は大学経常収入をもってあてる。

(選考および決定)

第5条 奨学生の選考は、学生部委員会で審査し、学長が決定する。

(事務)

第6条 奨学金の事務は学生部が取り扱う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学生部委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

(細則)

第8条 第2条に規定する各奨学金の施行手続きは、各奨学金細則に定める。

付 則

1 本規程は1983年4月1日より施行する。

(中略)

9 2015年4月1日一部改正施行(第2条に第1項(5)および第6項を追加)

10 2015年5月1日一部改正施行(第2条第6項の変更)

11 本規程は、2016年4月1日から施行する。(第2条第1項第3号を削除し以下号番号繰り上げ、および第4項を削除し以下項番号繰り上げ。第6条を変更。)

12 この規程は、2020年4月1日から施行する。(第3条の追加、以下条番号繰り下げ)

明治学院大学学業優秀賞に関する細則

(給付)

第1条 明治学院大学学業優秀賞は、現金その他の方法により奨学金として支給する。

2 奨学金の給付額は、別に定める。

(給付回数)

第2条 奨学金の給付は当該年度限りとする。ただし、第3条の要件を満たすときは毎年出願することができる。

(出願資格)

第3条 学業・人物とも優秀で、かつ修学上支障のない健康状態を有する2年次以上の学生で、在学年次4年以内の者(休学期間を除く。)を対象とする。

2 前項の在学年次要件期間の定めにかかわらず、編入生で

「編入生」認定単位が実質該当年度標準単位に満たない者には、在学年次5年(休学期間を除く)まで認めることができる。ただし、編入学時より3年以内を限度とする。

3 前年度に学則第34条による懲戒処分を受けた者は出願できない。

4 休学中または留学中の者は出願できない。

(受給者数)

第4条 学部学科ごとに各学年の人数配分を決定する。人数配分については別に定める。

(出願手続)

第5条 学生部は、第3条に規定する出願資格を満たす者のうちから、各学科成績上位者を候補者として選定し、学生部から個別に連絡する。

2 学生部から連絡を受けた候補学生は、次の出願書類を指定期日までに提出するものとする。

(1) 指定様式の願書

(2) 成績表

(告知および支給期日)

第6条 候補学生への告知期間および支給期日は毎年度始めに発表する。

(選考基準)

第7条 選考は前年度に取得した学業成績および人物評価で行う。

(返還義務)

第8条 この奨学金は返還の義務はない。ただし、受給年度内に退学、除籍、および学則第34条による懲戒処分を受けた者については、すでに支給された奨学金を返還させることができる。

2 返還の可否および金額については、学生部委員会で決定する。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、学生部委員会の議を経て大学評議会の承

認を得るものとする。

付則

- 1 本細則は2004年4月1日から施行する。
- 2 本細則の制定に伴い「明治学院大学第一種奨学金に関する細則」を廃止する。
- 3 2011年4月1日 一部改正施行（第1条、第3条、第5条、第6条、第9条）

明治学院大学へボン給付奨学金に関する細則

(給付額)

第1条 明治学院大学へボン給付奨学金（以下「奨学金」という。）の給付額は、奨学生の経済的事情に応じて学生部委員会で決定されるが、最高限度額を年間授業料の半額に年間施設費の半額を加算した額とする。

(給付回数)

- 第2条 奨学金の募集は秋学期のみ行い、給付は原則として当該年度秋学期と翌年度春学期とする。ただし、4年次生は当該年度秋学期のみとする。
- 2 前項において、春学期の給付を受けるためには、秋学期に春学期継続希望の申請をし、かつ春学期に更新手続きを行わなければならない。

(出願資格)

- 第3条 出願者は次の要件を満たしていなければならない。要件を満たしているときは毎年出願することができる。
- (1) 経済的援助が必要であると認められる学生で、修学上支障のない健康状態を有する者。
 - (2) 日本学生支援機構奨学金、その他の貸与奨学金を受給している者。または、当該年度、日本学生支援機構奨学金（2年次生以上は第二種奨学金に出願した者）、その他の貸与奨学金に出願したが採用とならなかった者。
 - (3) 原則として在学年次の標準単位を取得している者。ただし、1年次生と編入生は、入学年度に限り標準単位にとられない。
 - (4) 在学年次4年以内の者（休学期間を除く）。ただし、編入生は、入学後3年間は出願することができる。
- 2 次の者は前項各号の規定にかかわらず出願することができない。
 - (1) 当該年度、日本学生支援機構奨学金その他の貸与奨学金に出願したにもかかわらず、推薦または採用を自ら辞退した者。
 - (2) 休学または留学中の者。
 - (3) 外国人留学生。

(募集および支給期日)

第4条 募集および支給期日は毎年度始めに発表する。

(特例措置)

第5条 家計急変により学業継続が困難となった者は、第3条

第1項第2号または同条第2項第1号の規定にかかわらず、在学中1回限り、随時応募することができる。この場合、公的の証明書、またはこれに代わる書類を提出し、学生部長の審査を受け、学長が決定することができる。この決定をしたときは、遅滞なく学生部委員会に報告し、その承認を得なければならない。

(出願手続)

第6条 応募者は次の書類を指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 父母の所得を証明する書類
- (3) その他大学が指定する書類

(更新手続)

第7条 春学期更新手続者は、次の書類を指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学生カード更新用紙
- (2) 前号において秋学期出願時と父母の勤務先に変更が生じた場合、または秋学期出願時無職だった父母が就職した場合は、該当者の所得を証明する書類
- (3) その他大学が指定する書類

(虚偽申告)

第8条 第6条または第7条において、故意に虚偽申告を行い奨学金の給付を受けたことが判明した場合は、すでに支給された奨学金を返還しなければならない。

- 2 返還の金額については、学生部委員会で決定する。

(選考基準)

第9条 奨学生の選考は次にあげる基準をもって行う。

- (1) 家計上の修学困難度
- (2) 面接

(返還義務)

第10条 この奨学金は返還の義務はない。ただし、受給年度内に退学、除籍、休学または学則第34条による懲戒処分を受けた者については、すでに支給された奨学金を返還させることができる。

- 2 返還の可否および金額については、学生部委員会で決定する。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、学生部委員会の議を経て大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この細則は2011年4月1日より施行する。
- 2 この細則の制定に伴い「明治学院大学学業支援奨学金に関する細則」を廃止する。
- 3 この細則は、2019年6月1日から施行する。（第6条を削除、以下条番号を繰上げ）

明治学院大学外国人留学生学業優秀賞 に関する細則

(給付)

第1条 明治学院大学外国人留学生学業優秀賞は、現金その他の方法により奨学金として支給する。

2 奨学金の給付額は、別に定める。

(給付回数)

第2条 奨学金の給付は当該年度限りとする。ただし、第3条の要件を満たしているときは毎年出願することができる。

(出願資格)

第3条 学業・人物とも優秀で、かつ修学上支障ない健康状態を有する2年次以上の学生で、在学年次4年以内の者(休学期間を除く。)を対象とする。

2 前年度に学則第34条による懲戒処分を受けた者は出願できない。

1 休学中または国外留学中の者は出願できない。

2 国際キャリア学科在籍の外国人留学生は出願できない。

(受給者数)

第4条 人数配分については別に定める。

(出願手続)

第5条 学生部は、第3条に規定する出願資格を満たす者のうちから、各学年の成績上位者を候補者として選定し、学生部から個別に連絡する。

2 学生部から連絡を受けた候補学生は、次の出願書類を指定期日までに提出するものとする。

(1) 指定様式の願書

(2) 成績表

(告知および支給期日)

第6条 候補学生への告知期間および支給期日は毎年度始めに発表する。

(選考基準)

第7条 選考は前年度に取得した学業成績および人物評価で行う。

(重複受給)

第8条 この賞は、学業優秀賞と重複受給することができない。その他の学内奨学金については、重複受給を妨げない。

(返還義務)

第9条 この奨学金は返還の義務はない。ただし、受給年度内に退学、除籍、および学則第34条による懲戒処分を受けた者については、すでに支給された奨学金を返還させることができる。

2 返還の可否および金額については、学生部委員会で決定する。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、学生部委員会の議を経て大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 本細則は、2004年4月1日より施行する。

2 本細則の制定に伴い、「明治学院大学外国人留学生奨学金に関する細則」を廃止する。

3 2011年4月1日 一部改正施行(第1条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条)。

明治学院大学学部学生の留学に関する奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、明治学院大学学生国際交流規程(以下本規程において「学生国際交流規程」という。)第5条第1項第1号または同第3号に該当する学部学生に対して奨学金を給付することにより、学業の奨励および有為な人材の育成に資することを目的とする。

(種類)

第2条 前条の目的を達成するために次の奨学金を設ける。

(1) 明治学院大学認定留学(長期)奨学金

(2) 明治学院大学カリキュラム留学生奨学金

2 明治学院大学認定留学(長期)奨学金(以下「認定留学(長期)奨学金」という。)は、学生国際交流規程第5条第1項第1号に該当する学部学生(ただし、同第8条第2項に定める短期留学による者は除く。)に対して給付するものとする。

3 明治学院大学カリキュラム留学生奨学金(以下「カリキュラム留学生奨学金」という。)は、学生国際交流規程第5条第1項第3号に該当する学部学生に対して給付するものとする。

(事務)

第3条 この規程による奨学金の事務は学生部が取り扱う。

第2章 明治学院大学認定留学(長期)奨学金

(給付)

第4条 認定留学(長期)奨学金の給付額は以下のとおりとする。

(1) 2015年度生以前

一律20万円とし、給付は在学中1回のみとする。

(2) 2016年度生以降

学生国際交流規程第8条第1項各号に定める区分に応じて次のとおりとする。

ア 大学留学プログラム

1学期につき25万円(ただし、別表1に記載されたプログラムによって留学する場合にはその記載による)とし、当該留学により本学での学籍が留学中となる学期について給付する。

イ 学部・学科留学プログラム

1学期につき25万円(ただし、別表2に記載されたプログラムによって留学する場合にはその記載による)とし、当該留学により本学での学籍が留学中となる学期について給付する。

ウ 協定外留学

1学期につき25万円とし、当該留学により本学での学籍が留学中となる学期について給付する。

(受給手続)

第5条 認定留学(長期)奨学金を受給しようとする者は、所定の手続

きをとらなければならない。

(返還義務)

第6条 認定留学（長期）奨学金に返還の義務はない。ただし、
受給年度内に退学、除籍または学則第34条による懲戒処分を受けた者および学生国際交流規程第16条により認定留学生の資格を取消された者については、すでに支給した奨学金を返還させることとする。

2 前項ただし書により奨学金を返還させる場合のその返還金額については、学生部委員会で決定する。

第3章 明治学院大学カリキュラム留学生奨学金

(給付)

第7条 カリキュラム留学生奨学金の給付額は、対象となるカリキュラムごとに別表2に定める。

(受給手続き)

第8条 カリキュラム留学生奨学金を受給しようとする者は、所定の手続きをとらなければならない。

(返還義務)

第9条 カリキュラム留学生奨学金に返還の義務はない。ただし、
受給年度内に退学、除籍または学則第34条による懲戒処分を受けた者および所属学部の教授会により留学生の資格を取消された者については、すでに給付した奨学金を返還させることとする。

2 前項ただし書により奨学金を返還させる場合のその返還金額については、学生部委員会で決定する。

第4章 改廃

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学生部委員会および大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

- 1 本規程は、2016年4月1日から施行する。ただし、第3章については2016年度生以降に適用する。
- 2 本規程の施行に伴い、「明治学院大学認定留学（長期）奨学金に関する細則」は廃止する。
- 3 この規程は、2017年7月14日から施行する。（第7条、従来の別表を別表1とし別表2を新設）
- 4 この規程は、2018年4月1日から施行する。（別表2に法学部グローバル法学科を追加）
- 5 この規程は、2019年4月1日から施行する。（第4条の変更、従来の別表1,2を別表2,3とし別表1を新設）
- 6 この規程は、2020年4月1日から施行する。（別表1に国際貢献インターンシップ・プログラムを追加）

別表1 大学留学プログラム（第4条関係）

プログラム名称	奨学金給付額
UCRインターンシッププログラム	1学期につき、45万円または当該学期の大学の授業料のいずれか低い方の額

国際貢献インターンシップ・プログラム（ただし、UNYVは除く）

1学期につき、25万円を給付する。その他に渡航支援金・生活支援金を追加一括給付する。

渡航支援金・生活支援金は、日本学生支援機構の海外留学支援制度（協定派遣）の渡航支援金および奨学金の基準を適用する。

渡航支援金：【海外留学支援制度（協定派遣）の渡航支援金】

生活支援金：【海外留学支援制度（協定派遣）の派遣先地域による奨学金月額】×【派遣月数】

※派遣先の地区区分は日本学生支援機構の国・地域コード表を参照のこと

なお、派遣先より生活支援金が支給される場合、【本学の生活支援金（月額）－派遣先での生活支援金（月額）】×【派遣月数】として給付する。
※派遣先での生活支援金は千円単位を四捨五入し、万円単位で月額を算出する。

派遣月数については以下の表の通り、取り扱う。

留學日数	派遣月数
～ 31日	1ヵ月
32日～ 62日	2ヵ月
63日～ 93日	3ヵ月
94日～ 124日	4ヵ月
125日～ 155日	5ヵ月
156日～ 186日	6ヵ月

なお、当初予定をしていた派遣期間より、31日以上短縮をして、プログラムを終了した場合は、以下の表の通り、生活支援金を返還させることとする。

短縮日数	返還月数
～ 30日	返還なし
31日～ 61日	1ヵ月分
62日～ 92日	2ヵ月分
93日～ 123日	3ヵ月分
124日～ 154日	4ヵ月分
155日～ 185日	5ヵ月分

国際貢献インターンシップ・プログラム（UNYV）

1学期につき、25万円を給付する。ただし、渡航支援金・生活支援金については給付しない。

別表2 学部・学科留学プログラム（第4条関係）

1. この表に定める留学プログラムは、学生国際交流規程第8条第1項第2号の「学部・学科留学プログラム」の中から、学長が次の(1)～(3)の条件すべてに該当するものとして特に承認したものとする。

- (1) 全学的に展開できる留学プログラムであること。
- (2) 「グローバルマインド」「ボランティアスピリッツ」「キャリアデザイン」を複合的に融合させた留学プログラムであること。

- (3) グローバル化推進に資する教学改革のうち次の①～③のいずれかに該当するプログラムであること。
- ① 本学と留学先の学位をあわせて取得するプログラム
 - ② 体系化された教育プログラムで留学先からサーティフィケートを取得することを目的とするプログラム
 - ③ 初習語学の中期研修として本学の語学教育プログラムと連動し、本学の学生向けにカスタマイズされたプログラム

2. 奨学金の金額は、取得する学位やサーティフィケートの種類と留学の要件とされる本学の資金的支援に応じて決定する。

プログラム名称	奨学金給付額
ダブル・ディグリープログラム	1学期につき、当該学期の本学の授業料と施設費および設備費ならびに教育充実維持費の合計額
フランス文学科 中期留学プログラム	1学期につき 35万円

別表3 カリキュラム留学生奨学金（第7条関係）

対象	給付額	備考
経済学部国際経営学科 (2016年度生以降)	25万円	給付対象となる留学は 在学中1回
法学部 グローバル法学科【※】	25万円	給付対象となる留学は 在学中1回

【※】カリキュラム上は選択必修であるが、卒業上留学が必須であるため、必修とみなす。

保証人会学生奨学援助規程

(目的)

第1条 この規程は、経済的事情により修学が困難であり、かつ学業継続の意思のある者に対し、大学への指定寄付を通して、学部学生の人材育成に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 前条の目的を達成するために保証人会（以下「本会」という。）が指定寄付する学内奨学金は以下の通りとする。

(1) 明治学院大学へボン給付奨学金

(2) 保証人会外国人留学生奨学金

2 明治学院大学へボン給付奨学金は、大学が定める基準によって給付される。

3 保証人会外国人留学生奨学金は、本会独自の奨学金で、経済的理由により修学が困難であり、かつ学業継続の意思があると認定された、本学における外国人留学生に対して給付する。

(資金)

第3条 指定寄付は、当該年度に本会が奨学金に予算計上した資金を充てる。

(選考および報告)

第4条 奨学生の選考は、学生部委員会に委嘱する。学生部委員会は、この選考結果を直近の本会の委員会に報告するものとする。

(運営および事務)

第5条 本会の委員会は、次の事項を決定する。

(1) 奨学金に関する寄付方針

(2) 奨学金に関する予算案

2 学生部は、奨学金規程の運営に関する事務を執行する。
(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、本会規約第10条による委員会の承認を得るものとする。

付 則

1 この規程は2011年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い「保証人会奨学金規程」を廃止する。

3 この規程の一部改正は2018年4月1日から施行する。

保証人会外国人留学生奨学金に関する細則

(給付額)

第1条 保証人会外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）の給付額は、面接、成績、作文の総合審査に応じて学生部委員会で決定されるが、最高限度額を年間授業料の半額とする。

(給付回数)

第2条 奨学金の給付は当該年度1回限りとする。ただし、第3条の要件を満たしているときは毎年出願することができる。

(出願資格)

第3条 出願者は、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 経済的援助が必要であると認められる正規留学生で、修学上支障のない健康状態を有する者。原則として以下の基準による。

・仕送り（入学金、授業料を除く）が、平均月額90,000円以下であること。

・在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること。

(2) 貸与・給付を問わず、他からの月額奨学金として文部科学省外国人留学生学習奨励費以上の金額を支給されていない者。

(3) 原則として在学年次の標準単位を取得している者。ただし、1年次生と編入生は、入学年度に限り標準単位にとらわれない。

(4) 在学年次4年以内の者（休学期間を除く）。ただし、編入生は、入学後3年間は出願することができる。

2 休学または留学中の者は、前項各号の規定にかかわらず

出願することができない。

(募集および支給期日)

第4条 募集および支給期日は毎年度始めに発表する。

(出願手続)

第5条 応募者は次の書類を指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 願書
- (2) 成績表
- (3) 作文
- (4) その他大学が指定する書類

(虚偽申告)

第6条 第5条において、故意に虚偽申告を行い奨学金の給付を受けたことが判明した場合は、すでに支給された奨学金を返還しなければならない。

- 2 返還の金額については、学生部委員会で決定し、直近の保証人会委員会に報告するものとする。

(選考基準)

第7条 奨学生の選考は次にあげる基準の総合審査をもって行う。

- (1) 面接
- (2) 成績
- (3) 作文

(返還義務)

第8条 この奨学金は返還の義務はない。ただし、受給年度内に退学、除籍、休学または学則第34条による懲戒処分を受けた者については、すでに支給された奨学金を返還させることができる。

- 2 返還の可否および金額については、学生部委員会で決定し、直近の保証人会委員会に報告するものとする。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、本会規約第10条による委員会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この細則は2011年4月1日から施行する。
- 2 この細則の制定に伴い「保証人会外国人留学生奨学金運用規程」を廃止する。
- 3 この細則は2013年4月1日から施行する。(第3条第1項の(1)出願資格変更および第3条第1項の(2)文言変更)

※各規程および細則は、改廃される場合があります。